

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局総務課

介護保険最新情報

今回の内容

介護プロフェッショナルのキャリア段位制度
のパンフレットについて

計17枚（本紙を除く）

Vol.292

平成24年6月28日

厚生労働省老健局総務課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（企画法令係・内線3919）
FAX：03-3503-2740

事務連絡
平成24年6月28日

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御中
各介護保険関係団体

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（産業・雇用担当）
厚生労働省老健局総務課

「介護プロフェッショナルのキャリア段位制度」のパンフレットについて

介護保険制度の円滑な推進につきましては、平素から格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、内閣府において、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）に基づき、介護分野等におけるキャリア段位制度導入に向けた準備を進めています。キャリア段位制度は、介護分野等の成長分野における新しい職業能力を評価する仕組みであり、特に、「介護プロフェッショナル」については、既存の国家資格制度や研修制度との関係も考慮し、実践的スキル（実際に現場で何ができるのか）について重点的に評価する仕組みとなっています。なお、パンフレットの6ページに記載しているとおり、施設・事業所において、OJTの一環としてキャリア段位制度を導入することにより、介護報酬における「処遇改善加算」のキャリアパス要件を満たすこととする予定です（本年10月施行予定）。

今般、内閣府において、「介護プロフェッショナルのキャリア段位制度」のパンフレットを作成しましたので、送付させていただきます。

今後、レベル認定等の事務を行う実施機関の公募を行った上で、本年秋から、レベル認定を開始します。「介護プロフェッショナルのキャリア段位制度」は有効なOJTツールであるとの評価を得ていますので、貴管内の施設・事業所に対して積極的にご紹介いただきますよう、お願い申し上げます。

※ 介護プロフェッショナルのキャリア段位制度の詳細については、現在、内閣府の「実践キャリア・アップ戦略 介護プロフェッショナルWG」で検討されています。本WGの資料等が掲載されたホームページのURLを以下に記しますので、適宜、ご参照ください。

<http://www5.cao.go.jp/keizai1/jissen-cu/kaigo/kaigo.html>

<照会先>

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（産業・雇用担当）付
（電話）03 - 5253 - 2111（内線 45241）

平成24年度から

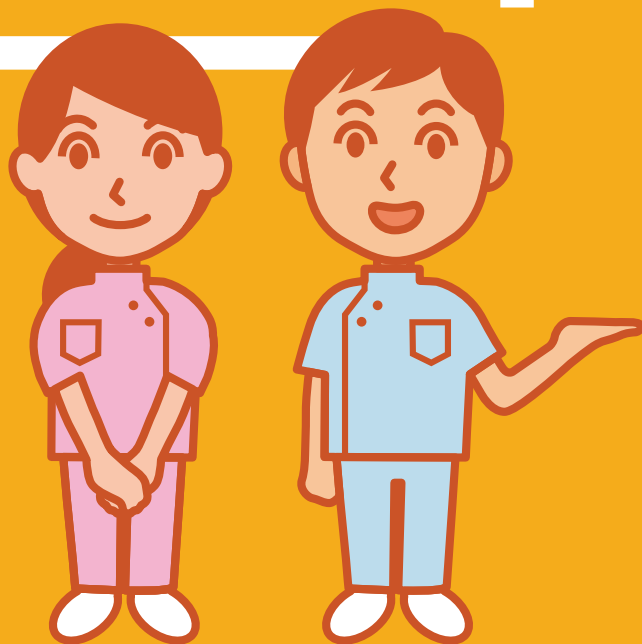
介護
プロフェッショナルの

キャリア 段位制度

～国家戦略・プロフェッショナル検定～

が始まります!

「実践キャリア・アップ戦略」の
推進により、介護分野へ参入する
人材を増やします。

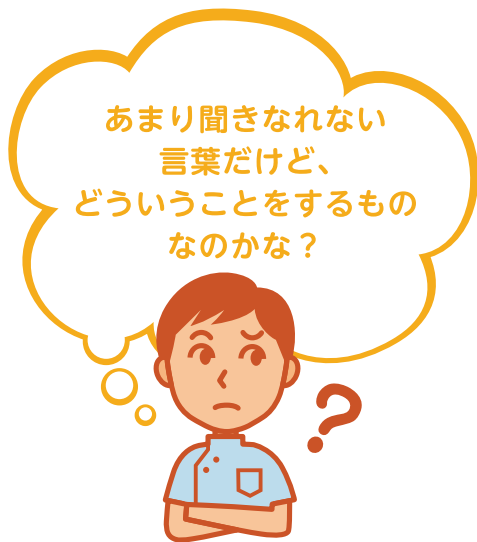


内閣府

1

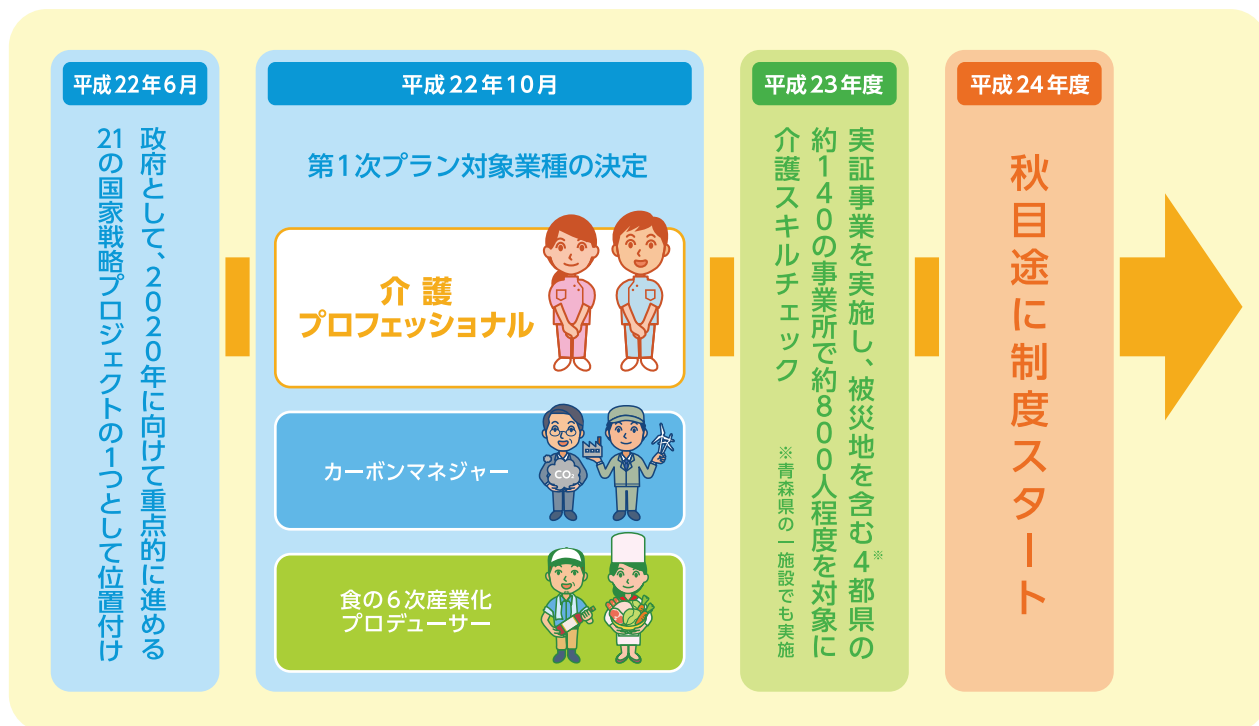
実践キャリア・アップ戦略 って何？

あまり聞きなれない
言葉だけど、
どういふことをするもの
なのかな？

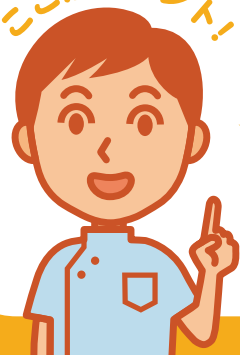


- 「実践キャリア・アップ戦略」は、部長や課長という「肩書」ではなく、「キャリア」や「能力」で評価される社会、プロフェッショナルとして誇りをもって生きられる社会を目指しています。
- このような目的のために、成長分野における新しい職業能力を評価する「キャリア段位制度」や、それを取得するための「育成プログラム」やジョブ・カード等の成長分野に「労働移動を促す仕組み」を含めた戦略が進められています。

■実践キャリア・アップの推進



ここがポイント！



- 平成24年秋より職業能力のレベル認定制度がスタート
- 「肩書」ではなく、「キャリア」や「能力」が評価される社会の実現へ
- 「食の6次産業化」、「介護プロフェッショナル」、「カーボンマネジャー」が対象業種

2

キャリア段位制度とは？

「キャリア段位制度」は、成長分野における新しい職業能力を評価する仕組みであり、企業や事務所ごとにバラバラでない共通のものさしをつくり、これに基づいて人材育成を目指しています。

- これまでの資格制度で不足していた「実際にその現場で何ができるのか」という部分を補うため、「わかる(知識)」と「できる(実践的スキル)」の両面を評価します。
- 「介護プロフェッショナル」については、既存の国家資格制度や研修制度との関係も考慮し、特に、実践的スキルについて重点的に評価します。
- エントリーレベルからプロレベルまで、7段階でレベル認定を行います(キャリア段位)。
- 介護プロフェッショナルでは、まずレベル1からレベル4について基準をつくり、レベル認定を行います。

職業能力	わかる(知識)	既存の研修修了
	できる(実践的スキル)	共通基準で評価



ここがポイント!

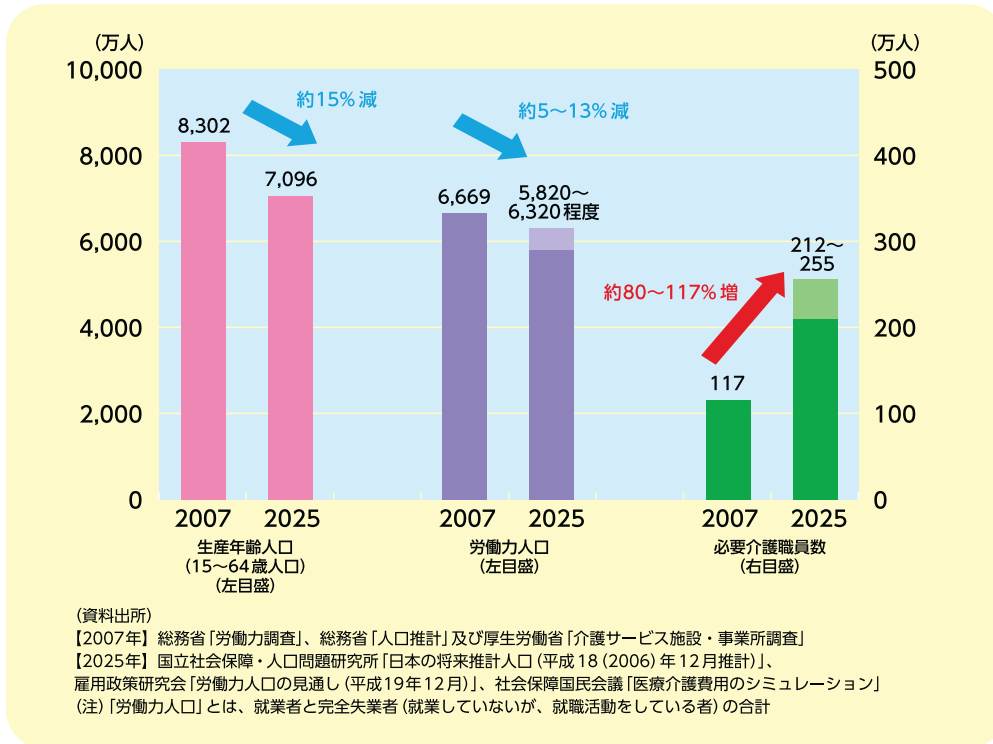


- 職業能力を評価する「共通のものさし」をつくり人材育成を目指す
- エントリーレベルからトップ・プロレベルまで7段階のレベル認定
- 「わかる(知識)」と「できる(実践的スキル)」の両面を評価

3

介護の現場では

■今後、現役で働く人の人口は大きく減少することが見込まれています。その一方で、必要な介護職員数は倍増すると推計されています。



■実際に、近年の就業者数の推移を見ても、医療・福祉分野の就業者数が特に増加しているのがわかります。

建設業・製造業の就業者数が減少する一方、医療、福祉の就業者数が大幅に増加

平成14年(2002年)	
総数	6,330万人
建設業	618万人
製造業	1,202万人
医療、福祉	474万人



平成22年(2010年)	
総数	6,257万人(▲73万人 ▲1.2%)
建設業	498万人(▲120万人 ▲19.4%)
製造業	1,049万人(▲153万人 ▲12.8%)
医療、福祉	653万人(179万人 37.8%)

(資料出所) 総務省「労働力調査」

※ 括弧内は平成14年比での増減(率)

ここがポイント!



- 今後、労働力人口は減少
- 介護の現場で必要とされる職員数は倍増する見込み
- 介護職員の離職率は全産業平均より高く、定着率を高めることが必要

一方、介護職員の離職率は高く、介護職員の定着率を高めるとともに、介護分野への新たな労働者の参入を促すことが求められています。

介護職員・訪問介護職員の離職率（全企業との比較）

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
全産業平均離職率	16.2%	15.4%	14.6%	16.4%	14.5%
介護職員・訪問介護職員離職率	20.3%	21.6%	18.7%	17.0%	17.8%
完全失業率	4.1%	3.9%	4.0%	5.1%	5.1%

（資料出所）

【全産業平均離職率】厚生労働省「雇用動向調査」

【介護職員・訪問介護職員離職率】（財）介護労働安定センター「介護労働実態調査」

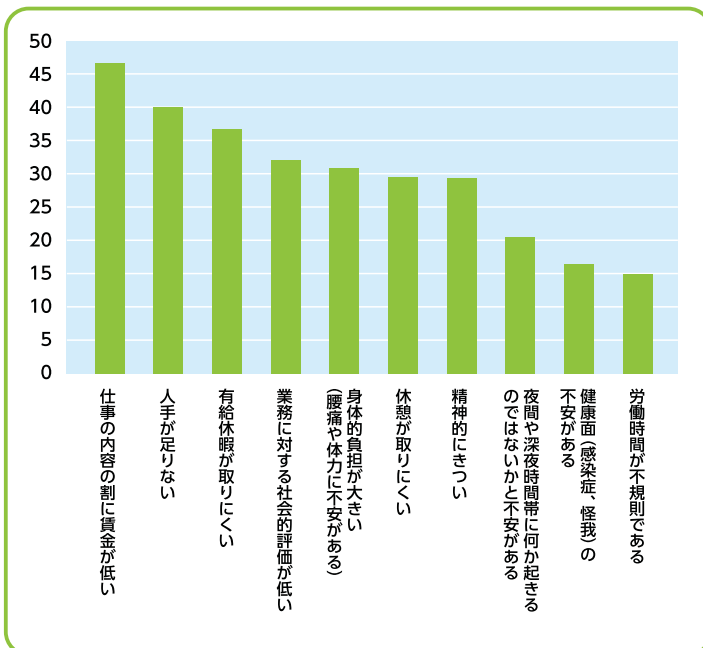


共通のものさしの導入

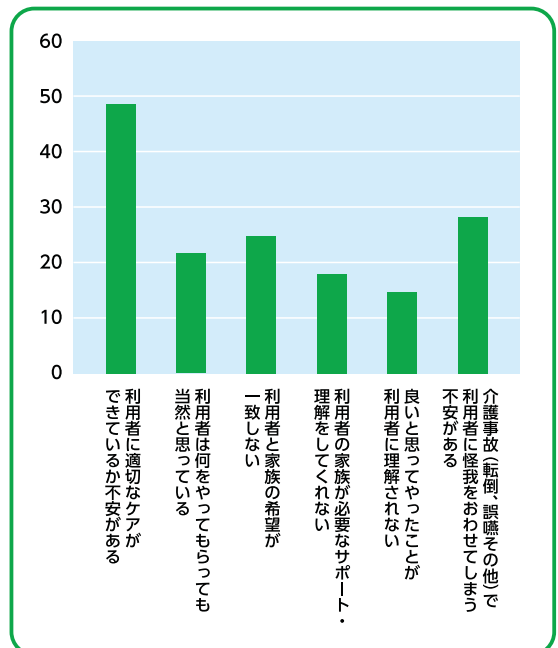


- 介護職員は、「仕事内容の割に賃金が低い」、「業務に対する社会的評価が低い」といった不満を抱え、また、「利用者に適切なケアができていないか」不安に思っています。
- 現場で役に立つ実践的なスキルについて目指すべき水準を明確にするとともに、これを処遇や社会的評価の改善に結び付けて行くことが重要です。

■労働条件等の悩み、不安、不満等（複数回答）



■利用者及びその家族についての悩み、不安、不満等（複数回答）



（資料出所）（財）介護労働安定センター「平成22年度介護労働実態調査」

4

「キャリア段位制度」ができると職員にとって何が変わるの？

介護福祉士やホームヘルパー研修のような国家資格や研修制度と「キャリア段位制度」とはどのような関係なの？



そもそも「キャリア段位」を取って、私たち介護職員にどんなメリットがあるの？

お答え しましょう



現場で何ができるかを証明できます

介護福祉士の資格を持っているとか、ホームヘルパー研修を修了したというだけでなく、「現場で実際に何ができるか」が証明できます。具体的には、入浴や排泄等の介護技術や、利用者・家族とのコミュニケーション、感染症や事故への対応、地域包括ケアの実践的スキル等を現場で仕事をする中で共通のものさしで評価します。

やりがいや処遇改善の材料につながります

「キャリア段位」の取得を目標に、できていないことを認識して現場で取り組むことによって、やりがいやスキルアップのモチベーションにつながります。また、給料や評価を決める際の重要な材料になるので、処遇改善につながることが期待されています。

転職の際のデメリットを軽減できます

ジョブカード*にキャリア段位制度の中で評価された実践的スキルの評価結果を記載して、求職活動に活用すれば、転職する際のデメリットが軽減されます。

*ジョブカード：職務経歴、学習歴・訓練歴の他に、職業訓練や職務の中で得た具体的な職業能力等について、キャリア・コンサルタント等が明確化し、客観的に記述した情報をまとめたシート。

介護分野への参入を促します

これから介護職を目指す若い人にとって、キャリアパスが見えやすくなり、介護分野への参入を促します。

ここがポイント！



- 共通のものさしで評価し、現場で実際に何ができるのかを証明
- 介護職員の方のやりがいや処遇改善の材料につながる
- 介護職のキャリアパスが明確になり、介護分野へ人材の参入を促す

5

「キャリア段位制度」ができると施設や事業所にとって何が変わるの？

新しく制度が始まるそうだが、うちの施設では何をしたらいいのだろうか？



職員に「段位」を取らせるとどんなメリットがあるのかな？

お答え しましょう



【評価には、アセッサーが必要です】

実践的スキルの評価について、施設・事業所内で評価を行う「アセッサー」を職員の中から選び、講習を受講していただく必要があります。

【サービス水準をアピールできます】

「キャリア段位」を取得した職員が多ければ、質の高いサービスを提供していることをアピールできます。

※将来的には介護報酬への反映も検討することとされています。

(※施設や事業所において、OJTの一環としてこの制度を導入することにより、介護職員の処遇改善のための介護報酬の一定割合が加算される「処遇改善加算」のキャリアパス要件を満たすこととする予定です(平成24年10月施行予定)。)

【職員のやりがい等を引き出し、 定着率の向上につながります】

職員のやりがいやスキルアップのモチベーションにつながり、定着率を高めることができるようになります。

ここがポイント!

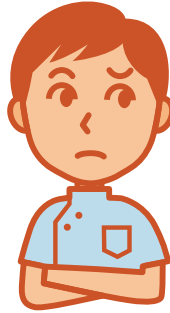


- 施設・事業所内で評価を行う「アセッサー」を職員の中から設定
- 「共通のものさし」の評価でサービス水準をアピール
- やる気があり優秀な職員を集めやすくなる

6

「実践的スキル(できる)」は

「レベルを評価する」というのはわかったけど、
 どういう基準で
 評価するんだ？



ちゃんと現場の私たちの
 技術を評価して
 くれるのだろうか…。

■評価基準については、次のような構成になっています。

●大項目＞中項目＞小項目＞チェック項目で構成

大項目	① 基本介護技術の評価	② 利用者視点
中項目	<ul style="list-style-type: none"> ●入浴介助 ●食事介助 ●排泄介助 ●移乗・移動・体位変換 ●状況の変化に応じた対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者・家族とのコミュニケーション ●介護過程の展開 ●感染症対策・衛生管理 ●事故発生防止 ●身体拘束廃止 ●終末期ケア

【小項目＞チェック項目の例】

●食事介助ができる 小項目

- ① 食事の献立や中身を利用者に説明する等食欲がわくように声かけを行ったか。
- ② 利用者の食べたいものを聞きながら介助したか。
- ③ 利用者と同じ目線の高さで介助し、しっかり咀嚼して飲み込んだことを確認してから次の食事を口に運んだか。
- ④ 自力での摂食を促し、必要時に介助を行ったか。
- ⑤ 食事の量や水分量の記録をしたか。

..... チェック項目

どういった基準で評価するの？

- 実践的スキルの評価基準の作成に当たっては、できるだけ現場感覚を反映するために介護の現場で働いている方々に検討に加わっていただいています。また、現場で使える基準となっているかどうかをチェックするため、平成23年度に実証事業を実施しています。
- 評価基準は次のような考え方に基づいて作られています。

評価基準の考え方

OJTツールとして
活用できる基準

簡素かつ
分かりやすい基準

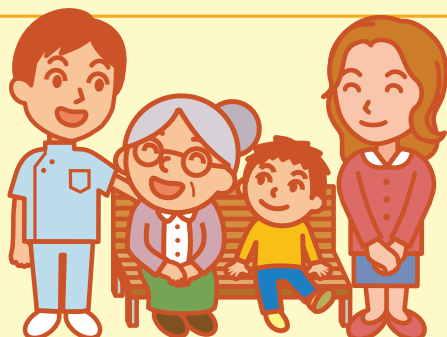
在宅・施設で
共通の基準

客観的に
評価できる基準

での評価

③ 地域包括ケアシステム& リーダーシップ

- 地域包括ケアシステム
- リーダーシップ



【チェック項目の評価基準】

A：できる

C：できない

B：できる場合とできない場合があり指導を要する

—：実施していない

ここがポイント！



- 基本介護技術、利用者視点、地域包括ケアシステム&リーダーシップの3つの大きな評価項目を設定
- OJTツールとして利用でき、簡素で、在宅・施設共通で、客観的に評価できる基準を作成

7

段位の評価はどうやって行

■評価は、「実践的スキル(できる)」と「知識(わかる)」の両面から行われます。

実践的スキルの評価

- 介護サービスを提供している事業所・施設において、一定の要件を満たした「アセッサー」と呼ばれる人が、介護職員の日頃の仕事の様子や業務の記録等を実際に見て評価することとしています。(内部評価)
- 併せて、事業所・施設において評価が適切に行われていることを第三者機関が評価することとしています。(外部評価)

知識の評価

既存の介護福祉士資格など国家資格との関係を明確にすること、資格との関係を複雑にしない観点から、原則として、介護福祉士養成課程、介護初任者研修等の講義を修了したことで、評価することとしています。

レベル	「わかる(知識)」の評価(案)
レベル 4	介護福祉士であること(国家試験合格) ※介護福祉士養成施設卒業者について、国家試験の義務付け前においては、介護福祉士養成課程修了によりレベル4とする。
レベル 3	介護福祉士養成課程修了 実務者研修修了
レベル 2	レベル1と同様
レベル 1	ホームヘルパー2級研修※修了相当以上 ※平成25年度以降は介護初任者研修

制度開始から3年間程度は、介護部門のリーダーとして一定の要件を満たせば、アセッサー講習を受講する要件を満たすこととする予定です。

※「アセッサー」は、「プロレベル(レベル4以上)とし、必要な講習を修了した上で、登録された者とする」とされていますが、制度開始時点ではレベル4の認定を受けた方がいないため。

「アセッサー」を担う能力があると認められる方については、アセッサー講習を受講していただき、評価の実施方法等について修得していただきます。

